

栃木労働局発表

(平成23年1月28日)

担 当	栃木労働局労働基準部安全衛生課
	安全衛生課長 長田賢治
	課長補佐 石黒 寛
	電話 028-634-9117

## 建設業年度末死亡労働災害撲滅運動の実施について

～例年、建設工事が集中する年度末は死亡労働災害が多発傾向～

年度末は建設工事が集中して行われ、また、工期を優先して作業が行われることが多く、安全衛生管理がおろそかとなり労働災害の発生する危険性が高くなるおそれがあります。特に、当局管内では昨年度末（平成22年1月1日から3月31日の間）に、建設業において例年にない頻度で死亡労働災害が多発（死亡者数：6名）したところです。

このため、栃木労働局（局長 藤井敏行）では、「安全第一」の基本に戻り、平成22年度の年度末に建設業で死亡労働災害を発生させないようにするため、下記のとおり「建設業年度末死亡労働災害撲滅運動」を実施することとしました。

### 記

#### 1 目的

建設工事が集中する年度末には、墜落・転落災害、重機による災害、崩壊・倒壊災害といったいわゆる三大災害が多発する危険があり、特に、昨年（平成21年）の1月1日から3月31日の間には、建設業において死亡労働災害（6人死亡、平成21年同期は0人）が多発したことを受けて、栃木労働局及び県下の各労働基準監督署において、「建設業年度末死亡労働災害撲滅運動」を実施するものである。

#### 2 実施期間

平成23年2月1日から平成23年3月31日までの2ヶ月間

#### 3 実施事項

(1) 栃木労働局の実施事項

- ① 「建設業年度末死亡労働災害撲滅運動」(別添1)PR用リーフレットを作成・配布し、建設業者への災害防止の働きかけを実施する。
- ② 規模30人以上の建設業店社に対して、「建設業安全衛生管理自主点検」を実施する。
- ③ 建設業労働災害協会栃木県支部と栃木労働局との合同安全パトロール(県北、県央、県南の3ヶ所)を実施する。

## (2) 各労働基準監督署の実施事項

- ① 建設業者への監督指導等を実施する。
- ② 建設業労働災害協会の各分会と連携し、合同安全パトロールを実施する。
- ③ 建設業リスクアセスメント研修会の開催及び建設業労働災害協会の各分会が実施する安全衛生教育の指導援助を行う。

## (3) 事業場の実施事項

- ① 経営首脳者による安全衛生管理方針を表明する。
- ② 経営首脳者、店社安全衛生管理者等による死亡労働災害撲滅に係る安全パトロールを実施する。
- ③ 「自主点検」により安全衛生管理組織の確立及び整備促進を図る。
- ④ リスクアセスメントによる工事現場及び使用機械設備の安全衛生点検を実施する。
- ⑤ 現場管理者、関係下請負人等に対する安全衛生意識高揚のための教育等の諸施策を実施する。